木曽岬町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（平成30年1月1日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	(参考) H28年度の人件費率
H29年度	人 6,402	千円 3,975,274	千円 130,222	千円 562,442	% 14.1	% 13.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
H29年度	人 62	千円 226,642	千円 32,297	千円 91,223	千円 350,162	千円 5,647	千円 5,523

(注) 1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

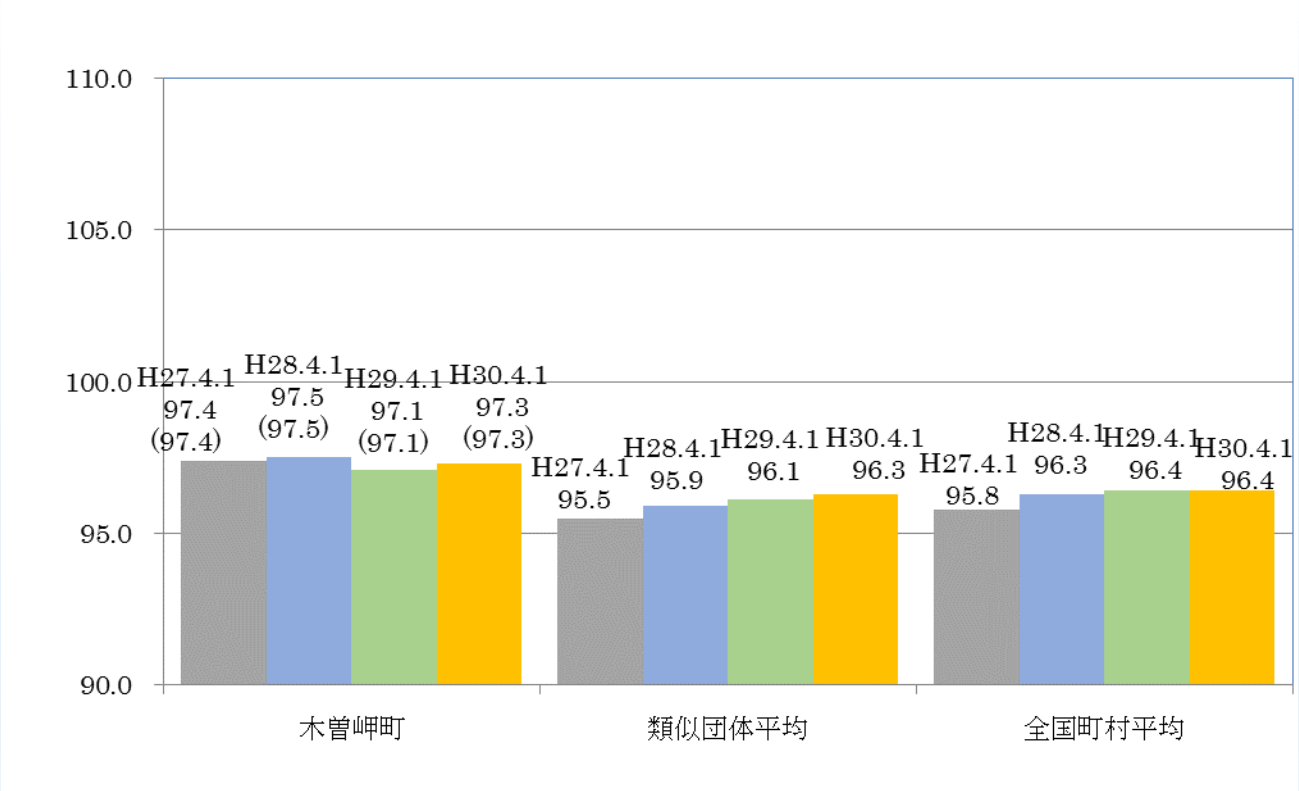

(注) 1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し　　［　実施　］

実施内容

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。1 級の全てと２級（12 号給まで）は引下げなし。３級以上の高位号給は最大４％引下げ。激変緩和のため、３年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準３％に対し、木曽岬町においても３％を支給）

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(5)特記事項

特になし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
木曽岬町	43.6歳	316,018円	361,763円	347,590円
三重県	44.2歳	344,034円	434,253円	383,993円
国	43.5歳	329,845円	―　円	410,940円
類似団体	41.5歳	304,556円	350,996円	329,554円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
木曽岬町	―歳	－人	－円	－円	－円	―	―	―	―
うち用務員	―歳	－人	－円	－円	－円	用務員	－歳	－円	－
三重県	53.9歳	21人	382,943円	―	407,631円	―	―	―	―
国	50.7歳	2,553人	286,817円	―	328,637円	―	―	―	―
類似団体	49.5歳	5人	277,651円	302,228円	289,378円	―	―	―	―

区　分	参　　考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
木曽岬町	―	―	―
うち用務員	―　　円	―　　円	

（注）職員数が、少人数であるので公表は差し控える。

(2) 職員の初任給の状況（平成３０年４月１日現在）

区　　分		木曽岬町	三重県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200円	189,200円	179,200円
	高 校 卒	147,100円	154,900円	147,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成３０年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	247,000円	341,700円	―　　円	―　　円
	高 校 卒	―　　円	―　　円	―　　円	―　　円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成３０年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	定型的な業務又は補助的な業務を行う職員の職務	2 人	3.1 %	142,600円	247,100円
2　級	主事の職務	14 人	21.6 %	192,700円	303,800円
3　級	主任の職務	11 人	16.9 %	228,900円	349,600円
4　級	主幹、係長の職務	16 人	24.6 %	262,000円	380,600円
5　級	調整監、課長補佐、副園長の職務	11 人	16.9 %	288,000円	392,600円
6　級	会計管理者、課長、事務局長、課長副参事、園長の職務	11 人	16.9 %	318,500円	409,800円
7　級	統括監、参事の職務	0 人	0.0 %	362,300円	444,500円

（注）１　木曽岬町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

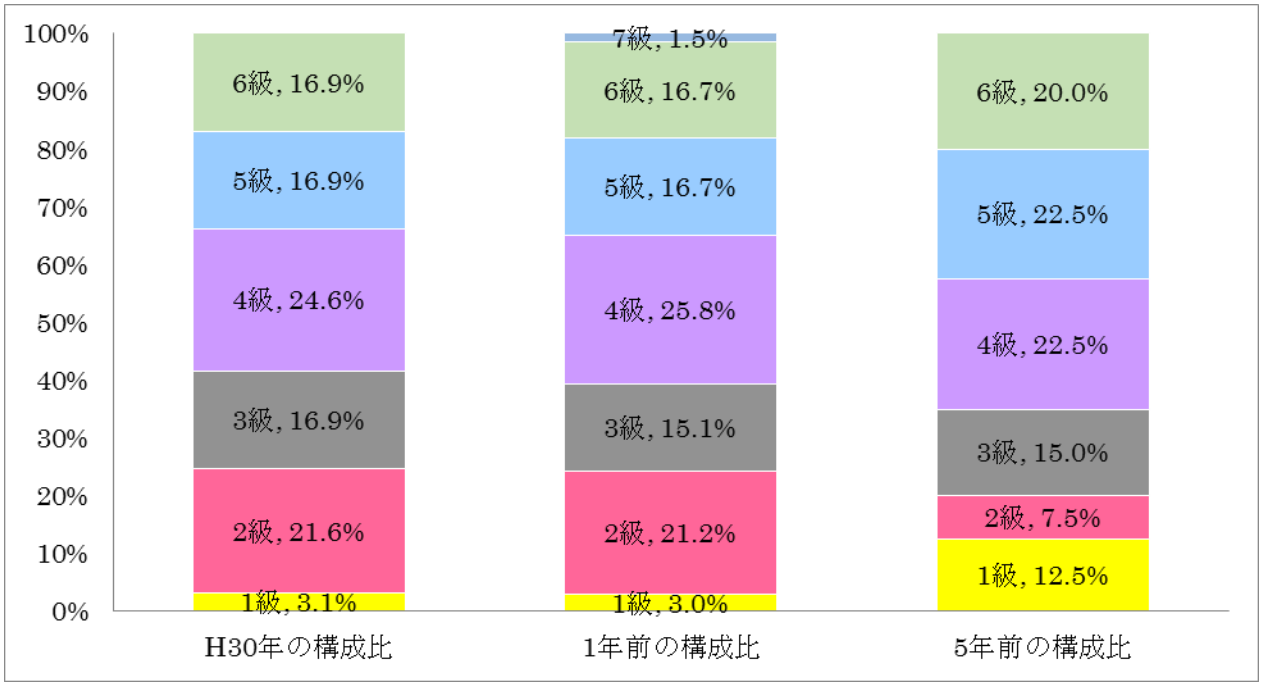

(2)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成３０年４月１日現在）

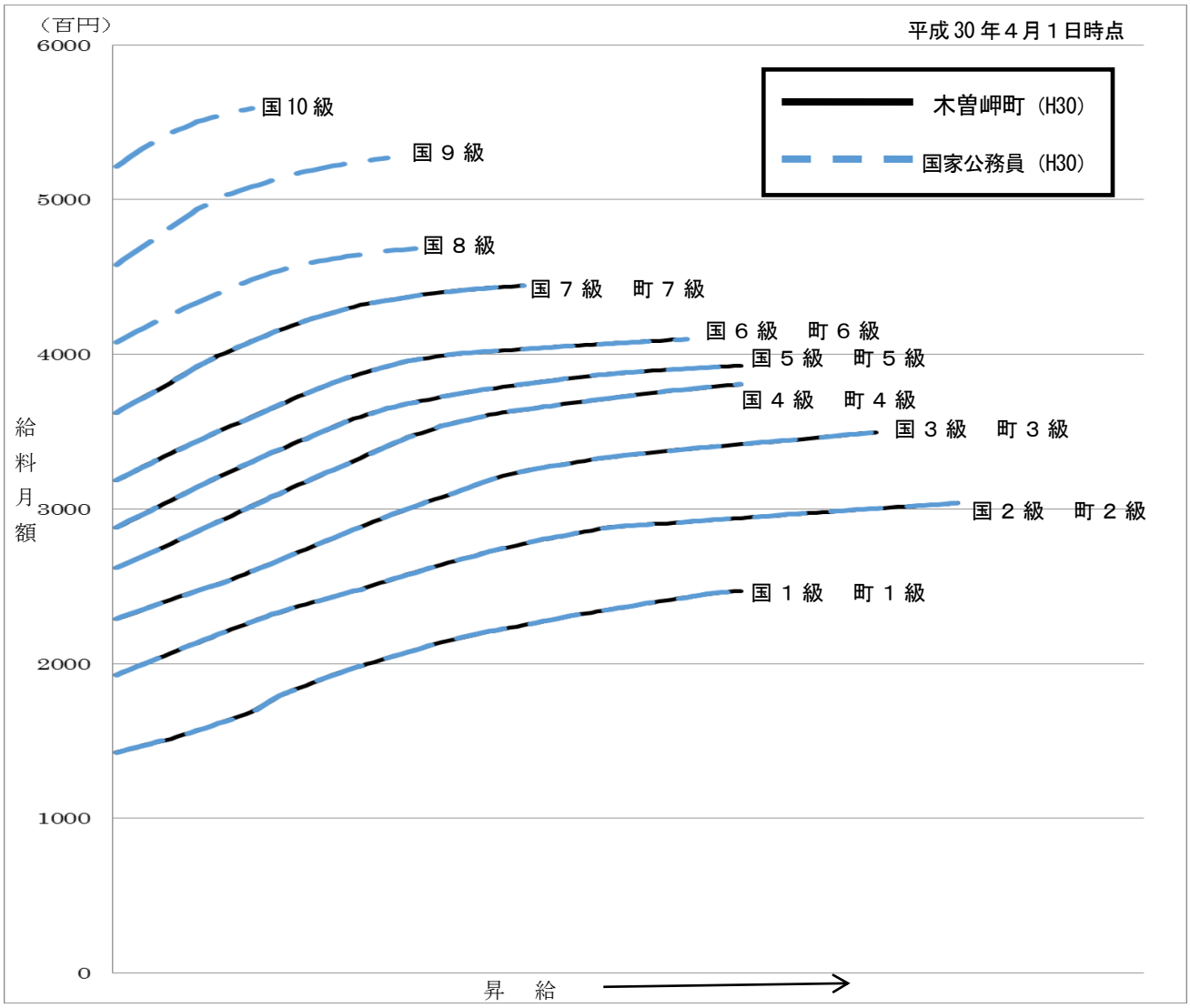

(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

木曽岬町	三重県	国
1 人当たり平均支給額（H29年度） 1,488千円	1 人当たり平均支給額（H29年度） 1,646千円	―
（H29年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.80　月分 (1.45) 月分　(0.85) 月分	（H29年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.715　月分 (1.45) 月分　(0.85) 月分	（H29年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.80　月分 (1.45) 月分　(0.85) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成３０年４月１日現在）

木曽岬町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置：2%～45%加算			定年前早期退職特例措置:2%～45%加算		
1人当たり平均支給額	― 千円				

（注） 退職者が少人数であるので、1人当たり平均支給額の公表は差し控える。

(3) 地域手当（平成３０年４月１日現在）

支給実績（H29年度決算）			7，104千円
支給職員１人当たり平均支給年額（H29年度決算）			107，630円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
木曽岬町	3%	66人	3%

(4) 特殊勤務手当（平成３０年４月１日現在）

支給実績（H29年度決算）				２３千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H29年度決算）				１２，０００円
職員全体に占める手当支給職員の割合（H29年度）				３ %
手当の種類（手当数）				６種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(H29年度決算)	左記職員に対する支給単価
町税収入金滞納処分手当	税務課職員	税収納、強制執行	千円	日額(3時間を超えたとき) 300円 差押 500円
税外収入金滞納処分手当	税務課職員以外の収入金事務従事職員	滞納整理、強制執行	千円	日額(3時間を超えたとき) 300円 差押 500円
用地交渉手当	用地交渉従事職員	用地交渉	千円	日額 300円
疾病公害作業手当	福祉健康課職員 住民課職員	感染症患者、家畜等の防疫作業	千円	日額 300円
漂着死体処理手当	福祉健康課職員	漂着死体処理	千円	1件 800円
犬猫等死体処理手当	住民課職員	犬猫等死体処理	２３千円	1件 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（H29年度決算）	８，６７６千円
職員1人当たり平均支給年額（H29年度決算）	１６１千円
支給実績（H28年度決算）	６，６９７千円
職員1人当たり平均支給年額（H28年度決算）	１２９千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（H29年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成３０年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H29年度決算)
扶養手当	配偶者　月額　6,500円 子　月額　10,000円 父母　月額　6,500円 (被扶養者のうち16歳～22歳の者には5,000円加算)	同	―	5,664千円	267,600円
住居手当	家賃が12,000円を超える借家等の場合、月額27,000円を上限に支給	同	―	1,373千円	202,800円
	新築から５年　2,500円	異	国の制度廃止		
通勤手当	通勤距離（片道）が2km以上の職員に支給 通勤距離に応じて 月額2,000円～31,600円	同	―	2,153千円	51,600円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 28,000円　～　35,000円	同	―	4,374千円	349,200円

５　特別職の報酬等の状況（平成３０年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	670,000円	（参考）類似団体における最高／最低額 870,000円　／　345,000円	
	副町長	540,000円	653,000円　／　360,000円	
報酬	議長	285,000円	365,000円　／　200 000円	
	副議長	225,000円	316,000円　／　168,000円	
	議員	210,000円	301,000円　／　143,000円	
期末手当	町長 副町長	（H29年度支給割合） 4.40 月分		
	議長 副議長 議員	（H29年度支給割合） 2.60 月分		
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	町長	在職月数×41.6/100×報酬月額	13,378,560円	任期毎
	副町長	在職月数×25/100×報酬月額	6,480,000円	任期毎
	備考			

（注）　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 平成29年	職員数 平成30年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務企画	16	14	△2	
		税務	4	5	1	
		農林水産	5	5	0	
		土木	3	3	0	
		民生	15	15	0	
		衛生	7	7	0	
		計	52	51	△1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数　79.66人 （類似団体の人口1万人当たり職員数107.04人）
	教育部門		10	10	0	
	小計		62	61	1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数　95.28人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 129.23人）
公営企業等会計部門	水道		1	1	0	
	下水		1	1	0	
	その他		3	3	△1	
	小計		5	5	△1	
合計			67 [104]	66 [104]	0	〈参考〉 人口1万人当たり職員数　103.09人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成３０年４月１日現在）

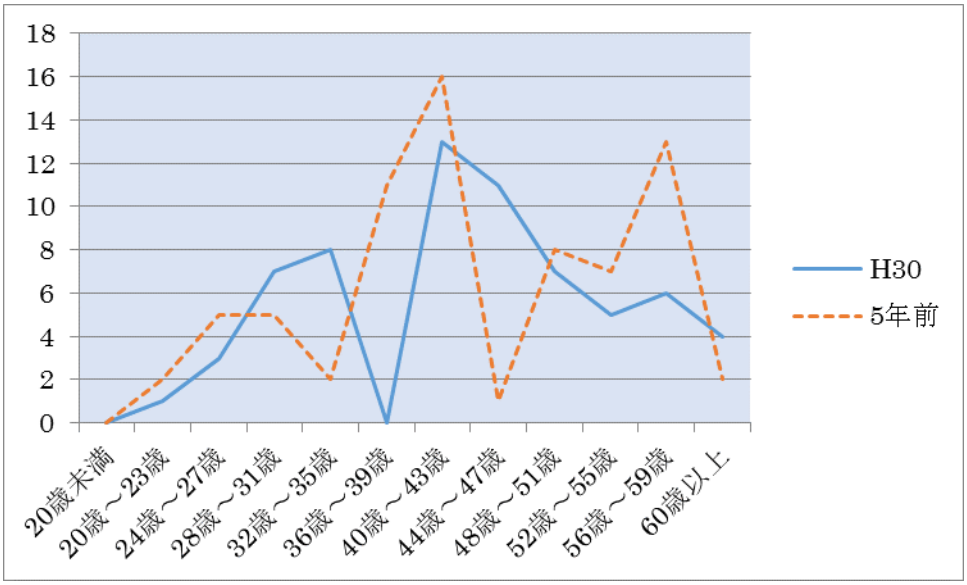

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	3人	7人	8人	0人	13人	11人	7人	5人	6人	5人	66人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	57	57	56	51	52	51	△6（11.8%）
教育	11	11	9	10	10	10	△1（10.0%）
普通会計計	68	68	65	61	62	61	△7（11.5%）
公営企業等会計計	5	5	6	6	5	5	0（0%）
総合計	73	73	71	67	67	66	△7（10.6%）

（注）1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） H28年度の総費用に占める職員給与費比率
H29年度	千円 160,474	千円 △2,776	千円 6,086	% 3.8	% 3.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H29年度	人 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 6,149

（注）職員数が、少数であるので給与費等の公表は差し控える。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成３０年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
木曽岬町	— 歳	— 円	— 円
団体平均	— 歳	— 円	— 円
事業者	— 歳		— 円

（注）職員数が、少数であるので公表は差し控える。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

木曽岬町（上水道）	木曽岬町（一般行政職）
(H29年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.80 月分 (1.45)月分　(0.85)月分	(H29年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.80 月分 (1.45)月分　(0.85)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～10%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（平成３０年４月１日現在）

木曽岬町（上水道）			木曽岬町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置：2%～45%加算			定年前早期退職特例措置:割増率2%～45%加算		
1人当たり平均支給額　— 千円					

ウ　地域手当（平成３０年４月１日現在）

支 給 実 績（H29年度決算）			— 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（H29年度決算）			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
木曽岬町	3 %	— 人	3 %

（注）職員数が、少数であるので支給実績等の公表は差し控える。

エ　特殊勤務手当（平成３０年４月１日現在）

支給実績（H29年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H29年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（H29年度）	0 %
手当の種類（手当数）	なし

オ　時間外勤務手当

支給実績（H29年度決算）	―　千円
職員1人当たり平均支給年額（H29年度）	―　千円
支給実績（H28年度決算）	―　千円
職員1人当たり平均支給年額（H28年度）	―　千円

（注）職員数が、少数であるので公表は差し控える。

カ　その他の手当（平成３０年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(H29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額（H29年度決算）
扶養手当	町職員の例による	同	―	―　千円	―　円
住居手当	〃	同	―	―　千円	―　円
通勤手当	〃	同	―	―　千円	―　円
管理職手当	〃	同	―	―　千円	―　円

（注）職員数が、少数であるので公表は差し控える。